


所管部課	学校教育部 教育指導課	部長	矢吹 勇一			
件名	東大和市いじめ防止対策推進基本方針について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市いじめ防止対策推進条例				
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>令和2年1月に施行された「東大和市いじめ防止対策推進条例」第9条第1項に基づき、「東大和市いじめ防止対策推進基本方針」を策定したことから、報告するものである。</p> <p>(1) 東大和市いじめ防止対策推進基本方針の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 東大和市いじめ防止基本方針策定の意義 ② いじめの定義 ③ いじめの禁止 ④ いじめへの基本的な考え方 ⑤ 市及び教育委員会のいじめ防止等の取組 ⑥ 学校におけるいじめ防止等の取組 ⑦ 家庭・地域におけるいじめ防止等の取組 ⑧ 基本方針の普及、評価、見直し <p>(2) 影響及び効果</p> <p>いじめの防止のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止のための対策の推進に必要な事項について定めることにより、市、教育委員会、学校及び家庭・地域が一体となって、いじめ防止等の取組を推進することができる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年1月22日 令和3年第1回東大和市教育委員会定例会で、教育委員会案を承認 ○ 令和3年5月11日 本基本方針について、市長決裁 						
3. 留意事項 (問題点等)						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、市議会議員への情報提供を行いたい。 また、ホームページにて掲載し、周知したい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。